

奈良県と三宅町との大和平野中央プロジェクトの推進
についての協議に関する覚書

1 協議の場の設定

奈良県（以下「甲」という。）及び三宅町（以下「乙」という。）
は、大和平野中央プロジェクトの推進について、甲及び乙が協議を
行う場を設定する。

2 協議事項

- ・ スポーツ施設の整備に関すること
- ・ 教育施設の整備に関すること
- ・ その他地域活性化に寄与する拠点施設の整備に関すること

3 協議の進め方

- 1) 甲は、乙に対し、大和平野中央プロジェクトの実現に向け、協
議事項毎に考え方を示す。
- 2) 乙は、上記に関する甲の考え方について検討した上で、乙の考
え方を示す。
- 3) 甲及び乙は、双方の意見を尊重し、誠実に協議する。

以上のことに合意の上、この覚書を締結するものとし、その証とし
て本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有す
る。

令和2年10月11日

甲 奈良県
奈良市登大路町 30 番地
奈良県知事

森井正吾



乙 三宅町
磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地
三宅町長

森田浩司

